

栃木市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成29年2月28日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

記

1. 監査の実施日 平成29年2月9日
2. 監査の対象
 - (1) 公の施設
道の駅にしかた
 - (2) 指定管理者
道の駅にしかた管理運営グループ
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である道の駅にしかた管理運営グループは、株式会社ツバキサポートセンター、株式会社西方ビレッジ、株式会社ニックスの3社で共同体を結成し、「道の駅にしかた」の指定管理業務を受託した。

市からの指定管理料の支払いは無く、主に農産物直売所や交流物産館の販売収入により管理運営をしている。

当施設においては、栃木市の農産物及び地域特産品の紹介、販売並びに地域情報の発信を行い、都市住民と農村の交流を促進するとともに、地域の産業振興及び活性化を図っている。

(2) 会計経理について

事業運営については、市からの指定管理料に依存することなく、農産物直売所や交流物産館等の収入により経営がなされている。支出については、仕入高、人件費、光熱水費が主なものであり、売上金額総額の5%相当額と規定された市納入金については、滞りなく納入されている。

なお、事業等については、諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、事業報告書の提出が定められた期限を過ぎていたことについて、今後は、約定に従い適正な事務処理をされるよう留意されたい。

(3) 要望について

農産物直売所、農村レストランなど食材の仕入れに当たっては、産地や仕入れルートの検証など、安心安全な商品が提供できる体制を徹底し、利用者の信頼を損ねることがないように留意していただきたい。また、収益事業については、売上向上が経営安定のための基盤となるとともに、市納入金額にも関わるものであるため、新たな企画を取り入れるなど指定管理者のさらなる経営努力により効率的・効果的な運営を目指していただきたい。また、アンケートや聞き取りなどにより利用者の声を集約し、サービス向上や利用者拡大に努めていただきたい。

また、行政においては、指定管理者がその能力を十分に発揮できているかを検証し、改善すべき点があれば指定管理者への指導を忌避することなく、当該目的達成を図ることを要望する。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 道の駅にしかた

(2) 所在地 栃木市西方町元369番地1

(3) 施設概要

・敷地面積 19,750 m²

(栃木県整備:9,123 m² 栃木市整備 10,627 m²)

・建築面積 1,097.9 m²

・延床面積 1,097.9 m²

・施設内容

農産物直売所(ふれあいの郷): 木造平屋建 280.0 m²

農村レストラン(ふるさと一番): 木造平屋建 394.8 m²

交流物産館(さくら): 木造平屋建 150.8 m²

キララ館: 木造平屋建 65.4 m²

休憩施設: 木造平屋建 64.8 m²

トイレ: 鉄骨造平屋建 142.1 m² 男 12、女 10、身障者 2

駐車場: 普通車 103 台、大型車 17 台、身障者 2 台